

利用料金等の考え方

※現在、検討している利用料金等の考え方であり、検討に応じて変更する可能性がある。

1. 利用料金・行政財産貸付料の考え方

本施設における利用料金の設定については、神戸市立体育施設条例（以下「条例」という。）で定める上限額の範囲内で、市の承認を得て事業者が定める。事業者は、本施設が公の施設であることを踏まえ、自らが提供するサービス水準、近隣類似施設などの状況を勘案し、利用料金等を提案することができる。利用料金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者の指定を受けた事業者が、条例に基づき徴収し、事業者の収入として収受する。

自由提案事業に関して利用者が支払う料金の設定は、事業者が定め、事業者の収入とする。ただし、自由提案事業にかかる行政財産の貸付料等については、事業者が市に納付する。

なお、供用開始までの間に、受益と負担との関係や類似施設などとの均衡、本市財政負担等を考慮して利用料金改正（条例で定める上限額の引き上げ）が行われる可能性がある。その際の取扱いについては、必要に応じて改めて協議を行う。

種類	収入の帰属	納入者	利用料金等の決定方法	
			提案者	決定方法
施設利用料金（個人利用）	事業者	利用者	事業者	条例
施設利用料金（専用利用）	事業者	利用者	事業者	条例
附属設備利用料金	事業者	利用者	事業者	条例
自由提案事業にかかる料金	事業者	利用者	事業者	提案
自由提案事業に係る行政財産の貸付料等	市	事業者	事業者	条例

2. 利用料金

(1) 個人利用（個人・団体）

個人利用の利用料金は、条例により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。現在の利用料金の種別及び上限額は次のとおりである。

使用区分	使用者	利用者	
		小学校就学前の者・小学生及び中学生	一般の者
メインプール	1人1回につき	300円	650円
	一般の者が小学生又は中学生を同伴する場合 (一般の者1人に当該一般の者が同伴する小学生又は中学生のうちいずれか1人を加えた場合に限る。)		800円
	2人1回につき		
	30人以上50人未満の団体の場合 1人1回につき	230円	460円
	50人以上100人未満の団体の場合 1人1回につき	190円	390円
メインリンク及びサブリンク	1人1回につき	750円	1,400円
	一般の者が小学生又は中学生を同伴する場合 (一般の者1人に当該一般の者が同伴する小学生又は中学生のうちいずれか1人を加えた場合に限る。)		1,800円
	2人1回につき		
	30人以上50人未満の団体の場合 1人1回につき	530円	1,000円
	50人以上100人未満の団体の場合 1人1回につき	460円	850円
25mプール	1人1回につき	300円	650円
	一般の者が小学生又は中学生を同伴する場合 (一般の者1人に当該一般の者が同伴する小学生又は中学生のうちいずれか1人を加えた場合に限る。)		800円

備考

- この表において「一般の者」とは、小学校就学前の者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 保護者が同伴する小学校就学前の者については、保護者1人につき当該小学校就学前の者1人を無料とする。ただし、団体で使用する場合を除く。
- この表において指定管理者が必要があると認めるときは、1回の使用時間を3時間とすることができる。
- 指定管理者は、必要があると認めるときは、50メートルプール、25メートルプール並びにメインリンク及びサブリンク(以下「50メートルプール等」という。)を個人使用しようとする者に対し、使用区分に応じた利用料金に相当する額の11回分の回数券を

50メートルプール等に係る使用料の10回分に相当する額で発行することができる。

※上記は、1人1回の利用料金の設定にあたり上限を定めるものであり、年齢別の料金や回数券、定期券の発行を妨げるものではない。

(2) 専用利用

専用利用の利用料金は、条例により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。現施設の利用料金の種別及び上限額は次のとおりである。

① 全面使用又は全部使用の場合

ア 大会等による使用

使用区分	使用時間	午前 (午前9時から午後1時まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の利用料金 (1時間につき)
競技場								
50mプール								
	アマチュアのス ポーツの競技会 又は練習会に使用 する場合	82,300円	82,300円	82,300円	164,600円	164,600円	246,900円	30,900円
	その他の場合	508,000円	508,000円	508,000円	1,016,000円	1,016,000円	1,524,000円	190,600円
メインリンク								
	アマチュアのス ポーツの競技会 又は練習会に使用 する場合	87,100円	87,100円	87,100円	174,200円	174,200円	261,300円	32,700円
	その他の場合	557,000円	557,000円	557,000円	1,114,000円	1,114,000円	1,671,000円	208,700円
飛込プール								
	アマチュアのス ポーツの競技会 又は練習会に使用 する場合	1時間につき7,300円						10,900円
サブリンク								
	アマチュアのス ポーツの競技会 又は練習会に使用 する場合	1時間につき 7,300円						10,900円
	その他の場合	1時間につき 43,600円						65,300円
25mプール								
	アマチュアのス ポーツの競技会 又は練習会に使用 する場合	44,900円	44,900円	44,900円	89,800円	89,800円	134,700円	16,800円
	その他の場合	278,000円	278,000円	278,000円	556,000円	556,000円	834,000円	104,400円
会議室		1時間につき 500円						700円

備考

1. 入場料を徴収して競技場を使用する場合において、入場料の収入が50,000円を超えるときの当該利用料金の額は、その収入額から50,000円を控除した残額の1割に相当する額をこの表に規定する額に加算して得た額とする。
2. 競技場の使用には、競技役員室、選手招集室、更衣室及びコースロープの使用を含む。
3. 25メートルプールの使用には、更衣室及びコースロープの使用を含む。
4. 競技場と25メートルプールを併用して使用する場合には、25メートルプールの利用料金に限り、当該額は、この表に規定する額の2分の1に相当する額とする。
5. 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用するときの利用料金の額は、この表に規定する額の1.2倍に相当する額とする。
6. 使用時間に30分未満の端数が生じたときは30分として計算し、30分以上1時間未満の端数が生じたときは1時間として計算し、30分当たりの利用料金の額は、1時間の利用料金の額の2分の1に相当する額とする。

イ アに掲げる使用時間区分以外の使用

使用区分		使用料	
競技場	50メートルプール	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合	1時間につき 20,600円
		その他の場合	1時間につき 127,000円
	メインリンク	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合	1時間につき 21,800円
		その他の場合	1時間につき 139,100円
25メートルプール	アマチュアスポーツの競技会又は練習会に使用する場合	1時間につき 11,200円	
	その他の場合	1時間につき 69,600円	
会議室		1時間につき 500円	

備考

1. 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用するときの利用料金の額は、この表に規定する額の1.2倍に相当する額とする。
2. 使用時間に30分未満の端数が生じたときは30分として計算し、30分以上1時間未満の端数が生じたときは1時間として計算し、30分当たりの利用料金の額は、1時間の使用料の額の2分の1に相当する額とする。

(3) 附属設備利用料金

附属設備の利用料金は、条例により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。現施設の利用料金は1設備1回又は1時間につき30,000円を上限とし、次のとおり設定している。

種別	単位	利用料金	備考
拡声装置	1式	2,000円	
マイクロホン	1本	800円	
CDプレーヤー	1式	800円	
テープレコーダー	1式	800円	
MDプレーヤー	1式	800円	
物品取扱販売機	1脚	800円	
水泳競技用具	1式	3,000円	
スケート競技用具	1式	3,000円	
電光掲示装置	1式	12,000円	
広告掲示装置	1日	1平方メートル 400円	1平方メートル未満の端数は、切り上げる。

- この表において「1回」とは、4時間未満の使用をいう。4時間以上8時間未満の使用を「2回」、8時間以上の使用を「3回」と数える。
- 電光掲示装置については、使用当日に観客等の入場者の入替えを行わずに2回以上連続して使用する場合は、これを1回の使用とみなす。
- 営業宣伝に関する諸集会・諸行事として又は収益目的として体育館を使用する場合の附属設備(広告掲示装置、暖房器及び冷房器を除く。)の利用料金は、この表に規定する利用料金の2倍の額とする。

3. 利用料金の減免について

指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額、又は免除することができる。現施設で利用料金を減額又は免除できる場合は以下のとおりである。

①神戸市内の学校	5割減額
②公益財団法人神戸市スポーツ協会及びその加盟団体	5割減額
③神戸市又は教育委員会が当該施設の事業として使用	免除
④身体障がい者など福祉施策上必要と認められる団体の利用	5割減額
⑤前4号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。	指定管理者が必要と認める額を減額又は免除

4. 本施設の利用料金について

(1) 利用料金（個人利用・専用利用）

本施設の利用料金は、条例により規定する利用料金の上限額の範囲内で設定するものとして提案すること。また、本施設のサブプールの利用料金は、現施設の飛込プールの利用料金を上限額とする。ただし、3(2)①表中の網掛け部分については、占有面積の変更に伴う料金改正を行う予定であり、これを踏まえた収入を見込むこと。

(2) 利用料金の改正案

本施設の仕様を前提条件のとおりとした場合の料金改正案は以下のとおりとなる。

(前提条件)

50mプール：50.02m×25.02m=1,251.5 m²（現施設 50.02m×22m=1,100.44 m²）

25mプール：25.02m×20.4m=510.4 m²（現施設 25m×10m=250 m²）

(料金改正案（改正部分のみ抜粋）)

全面使用又は全部使用の場合（ア 大会等による使用）

使用区分		使用時間		夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の利用料金 (1時間につき)
		午前 (午前9時から午後1時まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)					
競技場								
50mプール								
	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合	93,600円	93,600円	93,600円	187,200円	187,200円	280,800円	35,100円
	その他の場合	577,700円	577,700円	577,700円	1,155,400円	1,155,400円	1,733,100円	216,800円
25mプール								
	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合	51,100円	51,100円	51,100円	102,200円	102,200円	153,300円	19,100円
	その他の場合	316,100円	316,100円	316,100円	632,200円	632,200円	948,300円	118,800円

全面使用又は全部使用の場合（イ アに掲げる使用時間区分以外の使用）

使用区分		使用料
競技場	50メートルプール	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合 1時間につき 23,400円
		その他の場合 1時間につき 144,400円
25メートルプール		アマチュアスポーツの競技会又は練習会に使用する場合 1時間につき 12,700円
		その他の場合 1時間につき 79,100円

(改正の考え方)

50mプール（アマチュアのスポーツ競技会又は練習会に使用、9時～12時）の場合
⇒現行料金（82,300円）×1,251.5㎡/1,100.44㎡=93,600円（100円未満四捨五入）

25mプール（アマチュアのスポーツ競技会又は練習会に使用、9時～12時）の場合
⇒現行料金（44,900円）×50mプール改正後料金（93,600円）/50mプール現行料金（82,300円）=51,100円

（3）トレーニング室等の利用料金

トレーニング室の利用料金及び競技諸室を大会利用時以外に会議室等として供用する場合の利用料金については、事業者の提案とする。提案にあたっては、本施設が公の施設であることを踏まえ、周辺の類似施設、類似サービスと比較して料金設定に乖離が生じないよう配慮すること。なお、利用料金の設定にあたっては、条例改正が必要となるため、本市の議会の議決を得る必要がある。

（4）利用料金の減免

新施設において利用料金を減額、又は免除できる場合は以下のとおりとする。

①神戸市内の学校	5割減額
②公益財団法人神戸市スポーツ協会及びその加盟団体	5割減額
③神戸市が当該施設の事業として使用	免除
④身体障がい者など福祉施策上必要と認められる団体の利用	5割減額
⑤前4号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。	指定管理者が必要と認める額を減額又は免除

(5) 自由提案事業の料金

自由提案事業に関して利用者が支払う料金は、事業者が徴収するものとする。料金の設定は事業者の提案に委ねるが、設定に当たっては、本施設が公の施設であることを踏まえ、周辺の類似施設、類似サービスと比較して料金設定に乖離が生じないように配慮すること。

(6) 自由提案事業に係る行政財産の貸付料等

自由提案事業に係る設備の設置や施設の占有にあたっては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により許可を受けなければならない。また、行政財産の許可使用に関する使用料条例に基づく使用料が必要となる。使用料の算定にあつては以下の計算式を参考とすること。

① 自動販売機

目的外使用料（月額）：建物内に設置する場合 2,200 円（1 台あたり）
 建物外に設置する場合 1,300 円（1 台あたり）

② 自動販売機以外

目的外使用料（月額）：a+b

a 当該建物の時価（※1）×利用割合（※2）× 5/1,000

b（当該建物の月額償却費＋当該建物の月額修繕料＋当該建物の月額損害保険料（※3））×利用割合~~×~~＋当該建物の敷地の時価（※4）× 5/1,000×利用割合

※1 時価は当該年度の固定資産評価見込額とする。

※2 利用割合は、当該建物の延床面積に対する使用させる部分の面積の割合をいう。

※3 損害保険が付保されていない場合も、保険料相当額を加えること。

※4 敷地が広大な場合は、当該建物を建設するのに必要な土地の時価をいう（当該建物の建築面積を当該土地の建ぺい率で割り戻した面積）